

高齡化の状況

家族と世帯

健康・福祉

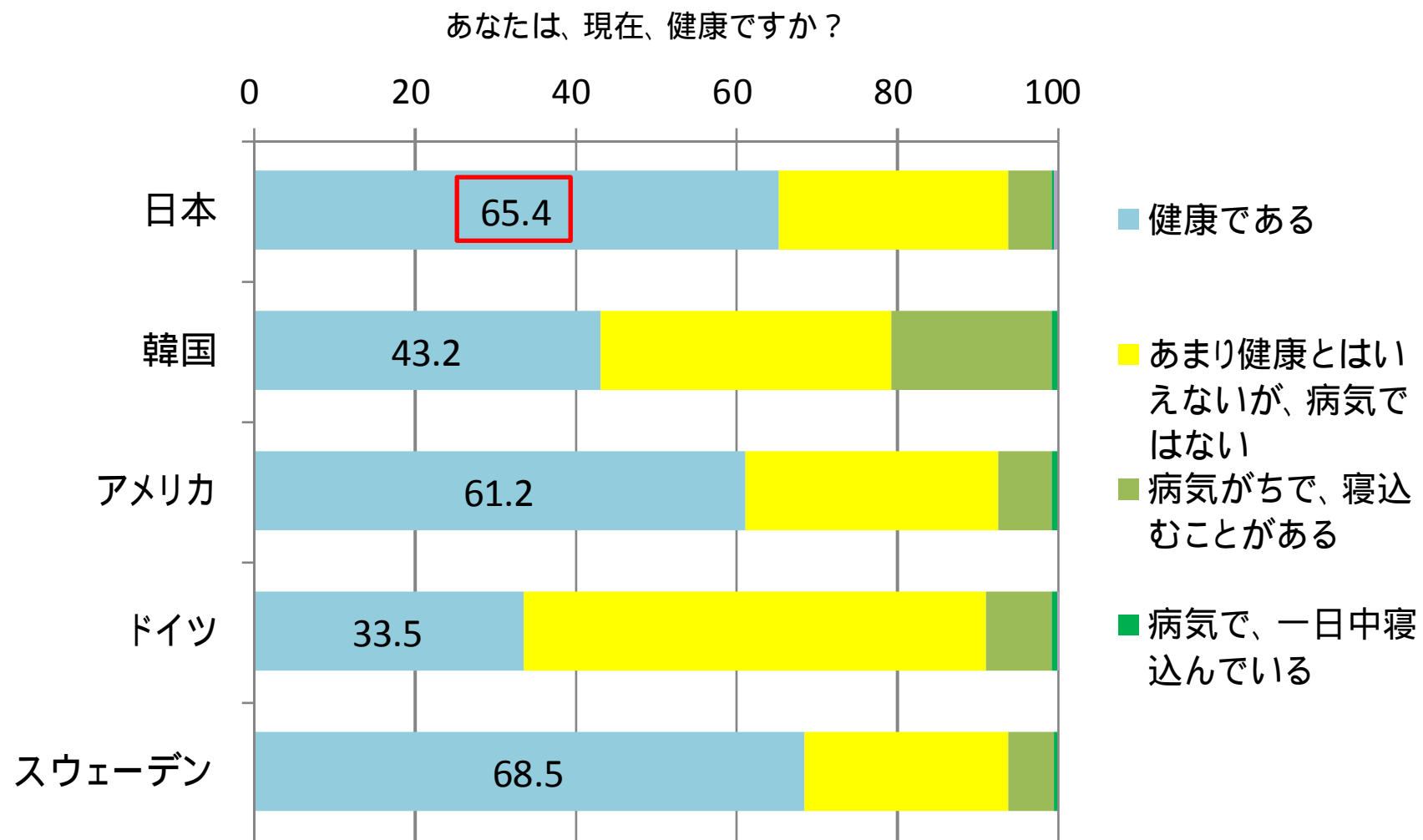
経済状況

就業

社会参加活動

生活環境

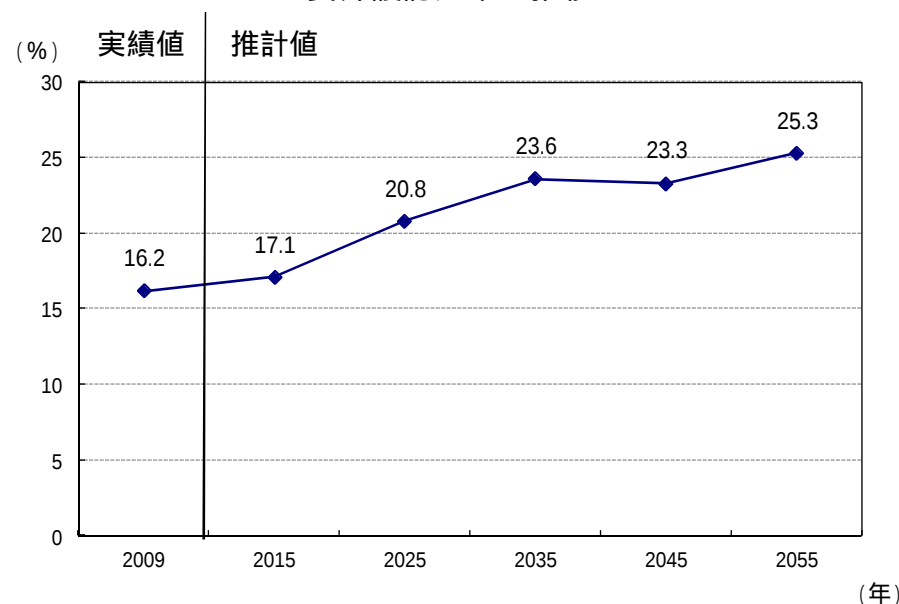
○ 自分を健康だと思っている高齢者は多い



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成22年） 対象は60歳以上の者

○ 要介護認定者数及び認知症を有する高齢者数が大幅に増加する見込み

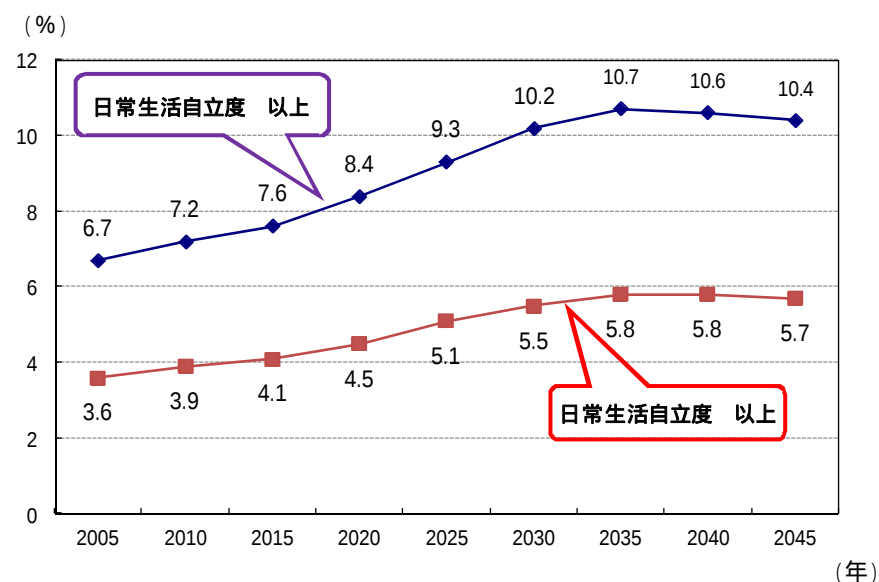
要介護認定率の推移



- 1 年齢階級別要介護認定率を一定と仮定して機械的に試算したもの。
- 2 認定率は65歳以上人口比

資料: 厚生労働省老健局資料

認知症高齢者の将来推計



- 1 要介護認定に用いられる「認知症高齢者の日常生活自立度」においてランク 10以上と判断される高齢者数を推計したものであり、必ずしも医学的な認知症の確定診断を経たものではない。
- 2 65歳以上人口比

資料: 平成15年6月 高齢者介護研究会報告書

- 特養サービス受給者43.4万人に対し、特養入所待機者数は42.1万人

主なサービスの受給者数

	受給者数(千人)	第1号被保険者数に占める割合	要介護認定者数に占める割合
居宅サービス(予防込み)	2936.1	10.47%	63.22%
うち訪問介護(予防込み)	1186.2	4.23%	25.54%
うち通所介護(予防込み)	1268	4.52%	27.30%
地域密着型サービス(予防込み)	248.4	0.89%	5.35%
うち認知症対応共同生活介護(予防込み)	142.8	0.51%	3.07%
施設サービス(予防込み)	847.2	3.02%	18.24%
うち介護老人福祉施設	433.6	1.55%	9.34%
うち介護老人保健施設	323.5	1.15%	6.97%
うち介護療養型医療施設	93.1	0.33%	2.00%
合計	3934.9	14.03%	84.72%

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

単位:万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

1 受給者数は、平成21年度介護給付費実態調査(平成21年10月審査分)による。なお、月の途中で要介護から要支援(その逆も同じ)に変更となった者を含む。

2 第1号被保険者数は、28,050,568人(平成20年12月末)【出典】介護保険事業状況報告

3 要介護認定者数は、4,644,359人(平成20年12月末)【出典】介護保険事業状況報告

各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。

(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

資料:厚生労働省老健局報道発表資料

- 介護保険サービスの利用者は7割が女性

介護保険サービスの利用状況(介護サービス受給者数)

(単位:千人)

	総数	介護予防サービス		介護サービス				
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者総数 (65歳以上の受給者)	4023.6[100.0] (100.0)	396.7 (9.9)	466.6 (11.6)	724.5 (18.0)	769.7 (19.1)	624.9 (15.5)	559.0 (13.9)	482.3 (12.0)
男	1134.5[28.2] (100.0)	96.2 (8.5)	108.3 (9.5)	207.4 (18.3)	246.2 (21.7)	198.3 (17.5)	158.7 (14.0)	119.4 (10.5)
女	2889.1[71.8] (100.0)	300.5 (10.4)	358.4 (12.4)	517.0 (17.9)	523.5 (18.1)	426.8 (14.8)	400.2 (13.9)	362.8 (12.6)

資料:厚生労働省「介護給付費実態調査月報」(平成23年1月審査分)より内閣府作成

(注1)[]内は受給者総数に対する男女の割合。()内は総数に占める割合(単位:%)

(注2)65歳以上の受給者は、65歳以上の年齢階級別の受給者数(千人単位)を足しあげたものである。

(注3)総数には、平成21年2月サービス提供分以前の経過的要介護の者を含む。

- 利用者・家族とも、自宅や高齢者住宅等といった在宅での介護を希望する者が大多数

自分が介護が必要となった場合の希望

回答		割合
自宅	自宅で家族中心に介護を受けたい	4%
	自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい	24%
	家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい	46%
高齢者住宅等	有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい	12%
施設・医療機関	特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい	7%
	医療機関に入院して介護を受けたい	2%
	その他	3%
	無回答	2%

両親が介護が必要となった場合の希望

回答		割合
自宅	自宅で家族中心に介護を受けさせたい	4%
	自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けさせたい	49%
	家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けさせたい	27%
高齢者住宅等	有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けさせたい	5%
施設・医療機関	特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けさせたい	6%
	医療機関に入院して介護を受けさせたい	2%
	その他	3%
	無回答	4%

資料：介護保険制度に関する国民の皆さまからのご意見募集(平成22年5月15日、厚生労働省老健局)

サービス種別、要介護度別の受給者数

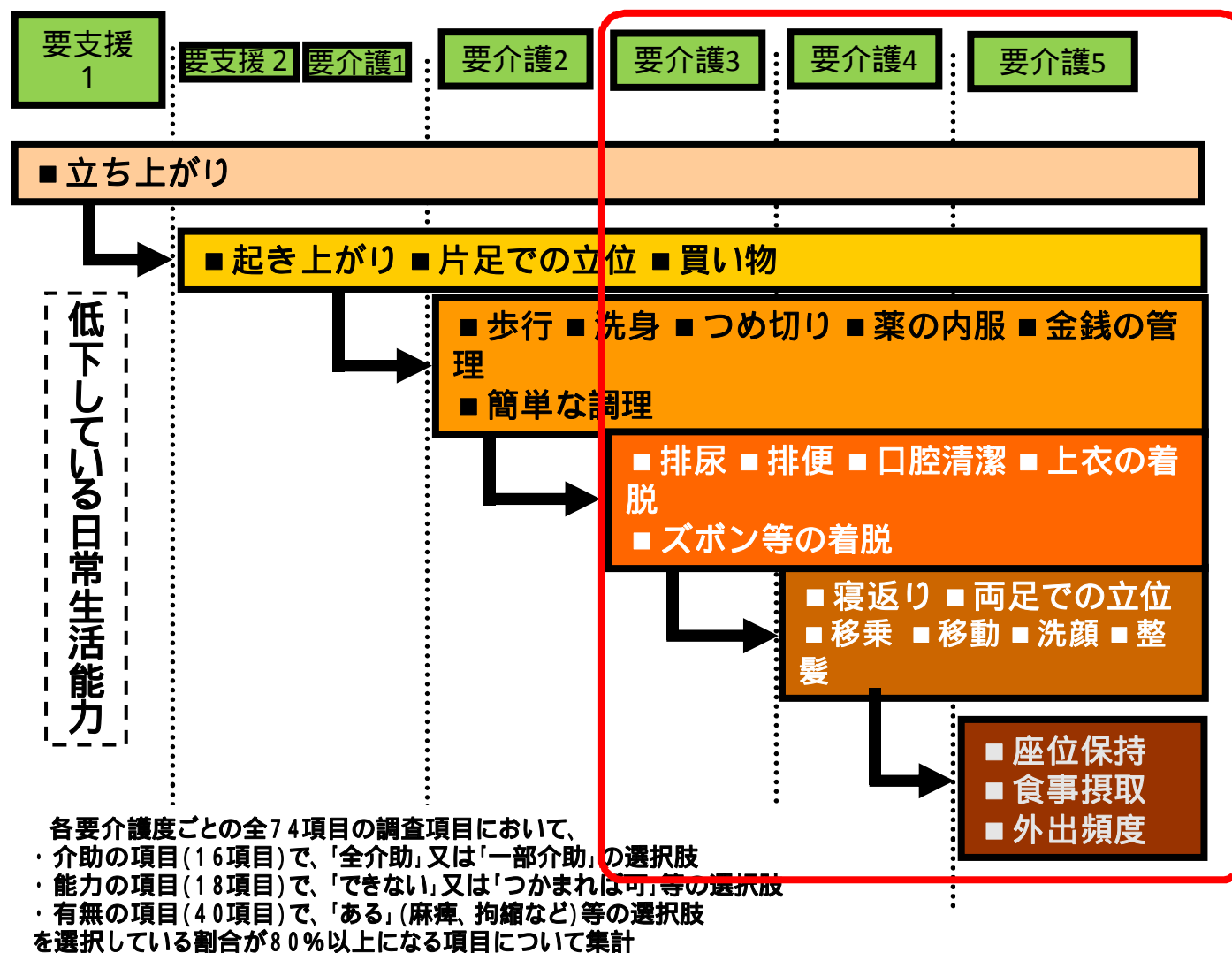
単位(万人)

区分	居宅 (介護予防) サービス	地域密着型 (介護予防) サービス	施設 サービス	合計
要支援1	39.8 99.5%	0.2 0.5%	0.0 0.0%	40.0
要支援2	46.7 99.4%	0.3 0.6%	0.0 0.0%	47.0
要介護1	65.3 87.3%	5.0 6.7%	4.5 6.0%	74.8
要介護2	64.7 79.9%	6.5 8.0%	9.8 12.1%	81.0
要介護3	42.0 63.0%	7.1 10.6%	17.6 26.4%	66.7
要介護4	28.9 49.1%	4.8 8.2%	25.1 42.7%	58.8
要介護5	20.1 40.0%	3.0 6.0%	27.2 54.1%	50.3
合計	307.6 73.4%	27.0 6.4%	84.2 20.1%	418.8

重度では施設の割合が高い

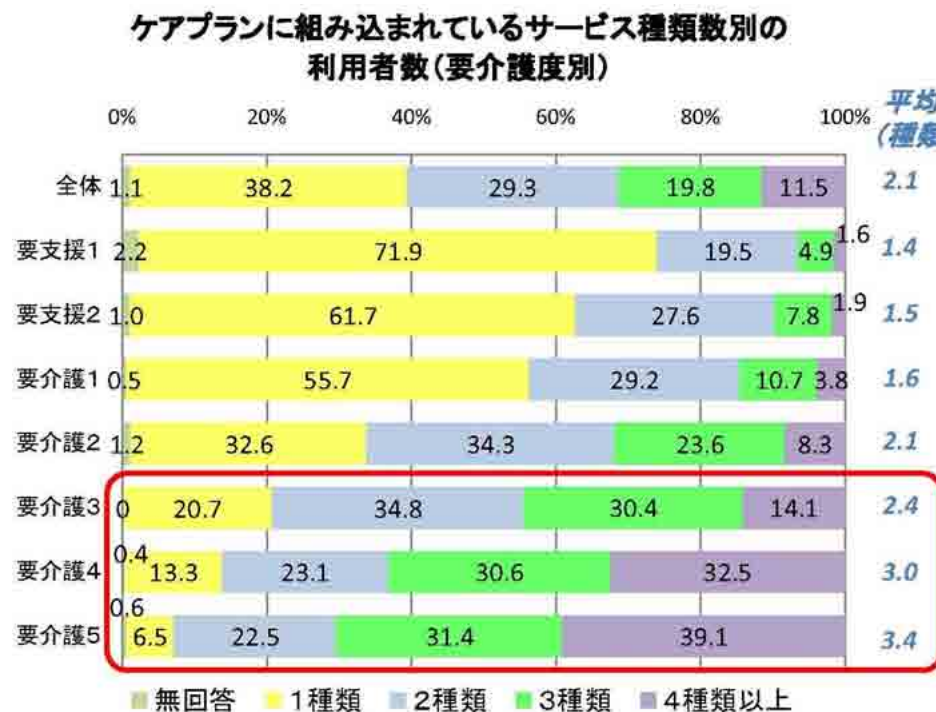
介護保険事業状況報告(暫定)(平成23年1月分)より

- 重度者は、日常生活の中で繰り返し介護が必要な状態になりやすい



重度者は、排泄
介助・食事介助
など、日常生活
の中で繰り返し
介護が必要な
状態になりやす
い。

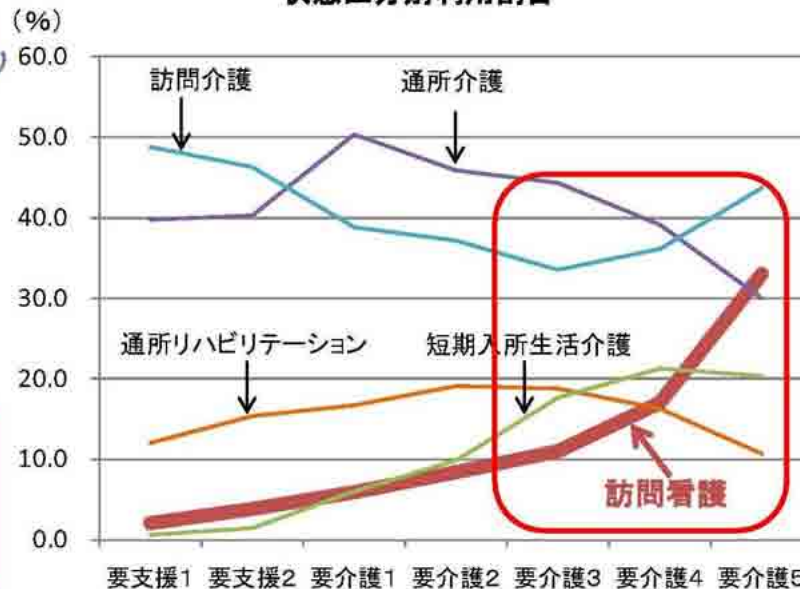
- 重度になるほど、複数のサービスを組み合わせて提供する必要性が増大
また、重度になるほど、医療ニーズが高まる



重度になるほど、複数のサービスを組み合わせて提供することが必要になる。

資料出所: 株式会社三菱総合研究所「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査報告書」(平成21年度老人保健健康増進等事業)

居宅サービス種類別にみた受給者の要介護(要支援)状態区分別利用割合



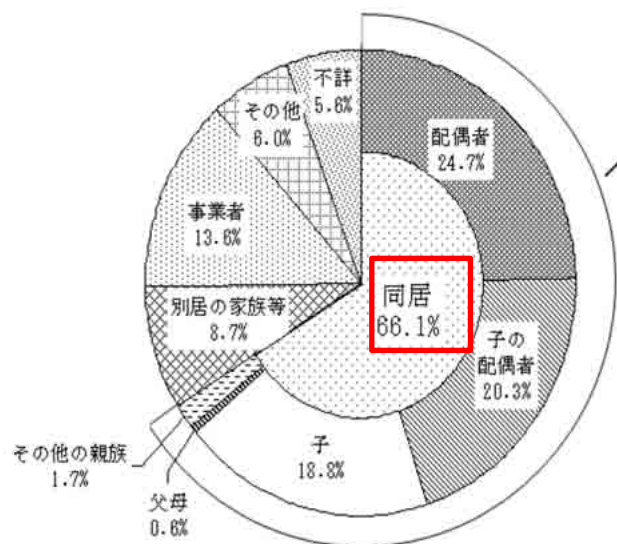
重度になるほど、看護サービスなどの医療サービスに対するニーズが高まってくる。

資料出所: 厚生労働省「平成21年度介護給付費実態調査結果」

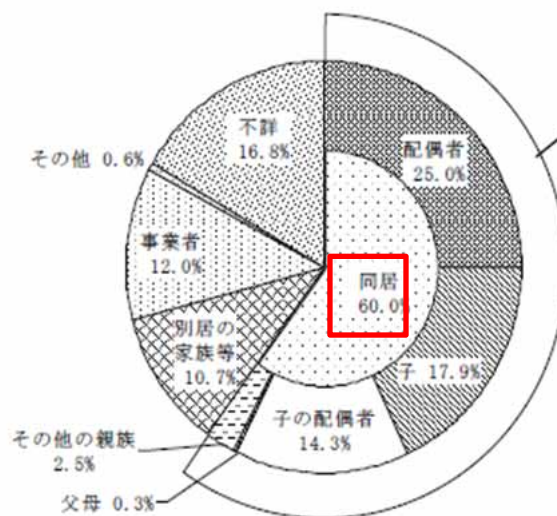
- 主な介護者は同居の親族が中心
60歳以上の介護者の割合は増加

要介護者等からみた主な介護者の続柄

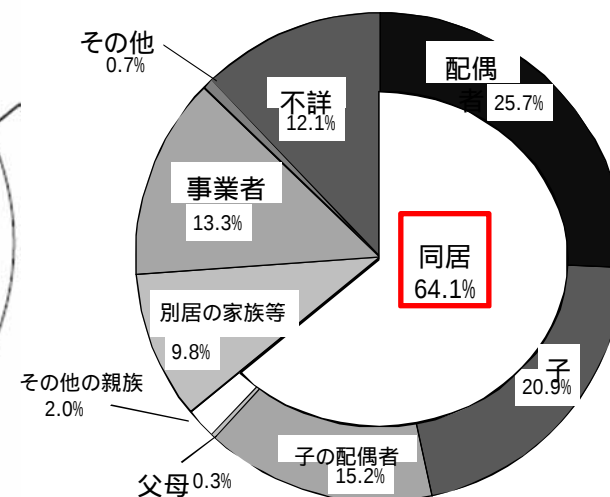
16年国民生活基礎調査



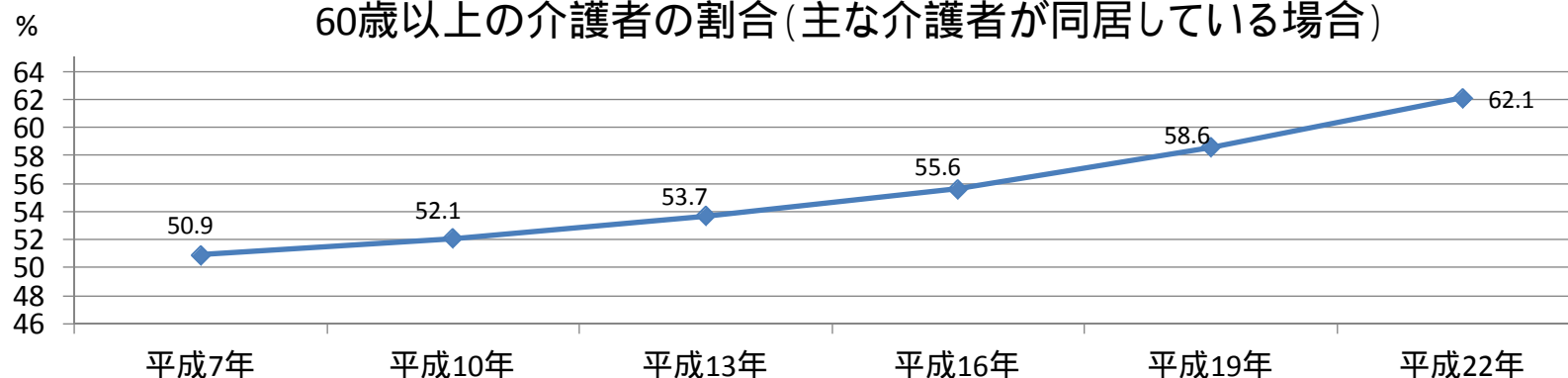
19年国民生活基礎調査



22年国民生活基礎調査



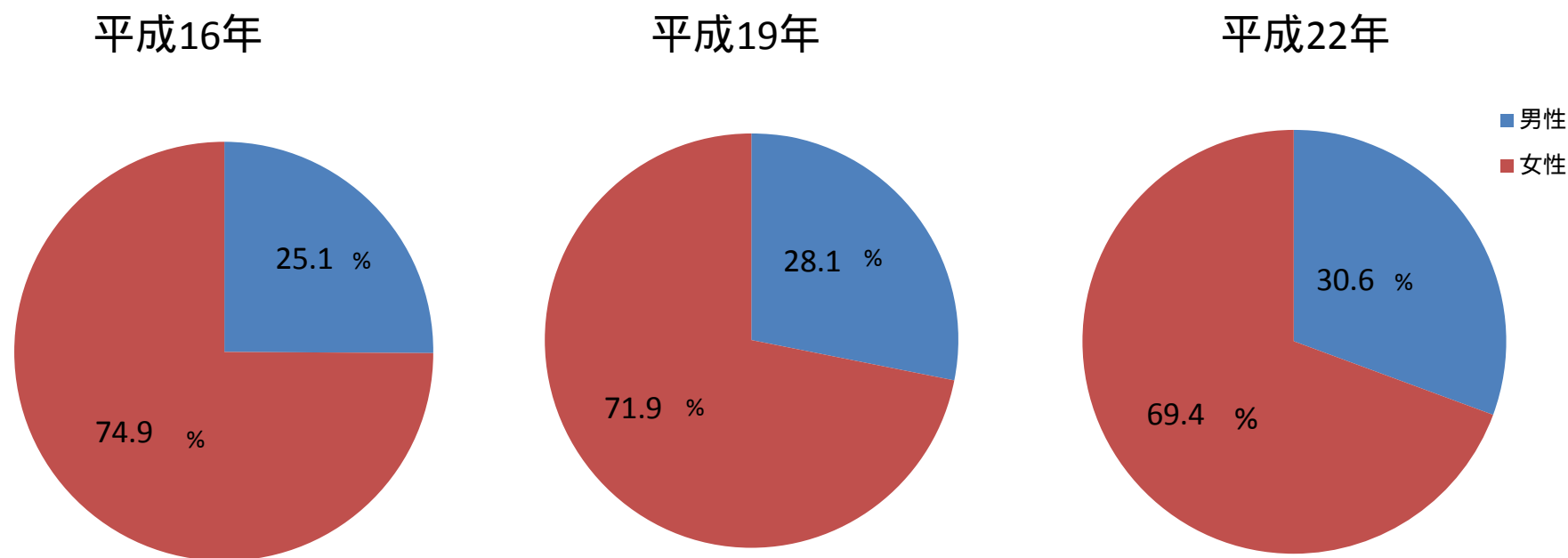
60歳以上の介護者の割合(主な介護者が同居している場合)



資料: 国民生活基礎調査

- 主な同居の介護者は約7割が女性だが、男性の割合も高まっている

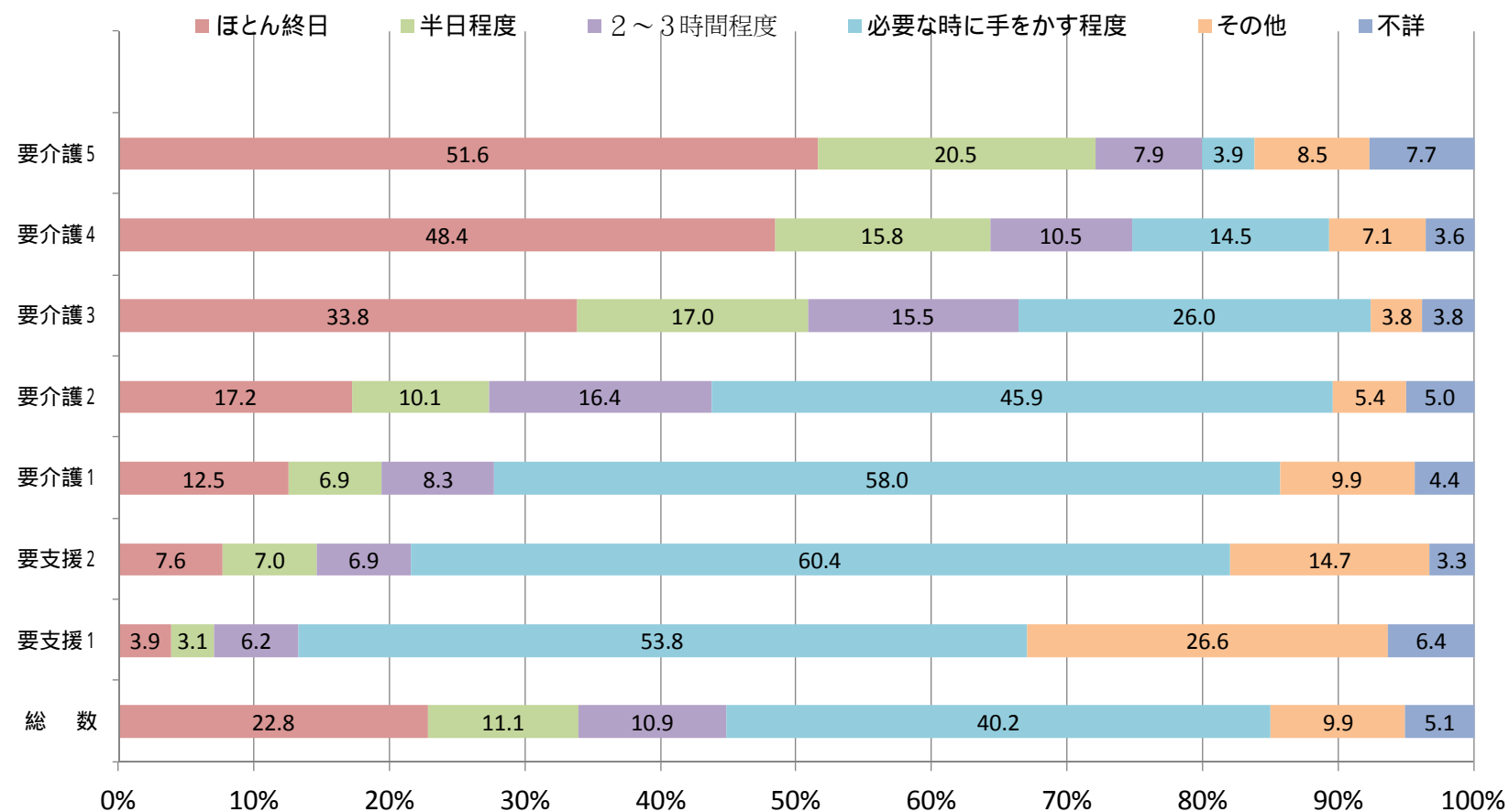
主な同居の介護者の性別の割合



資料: 国民生活基礎調査

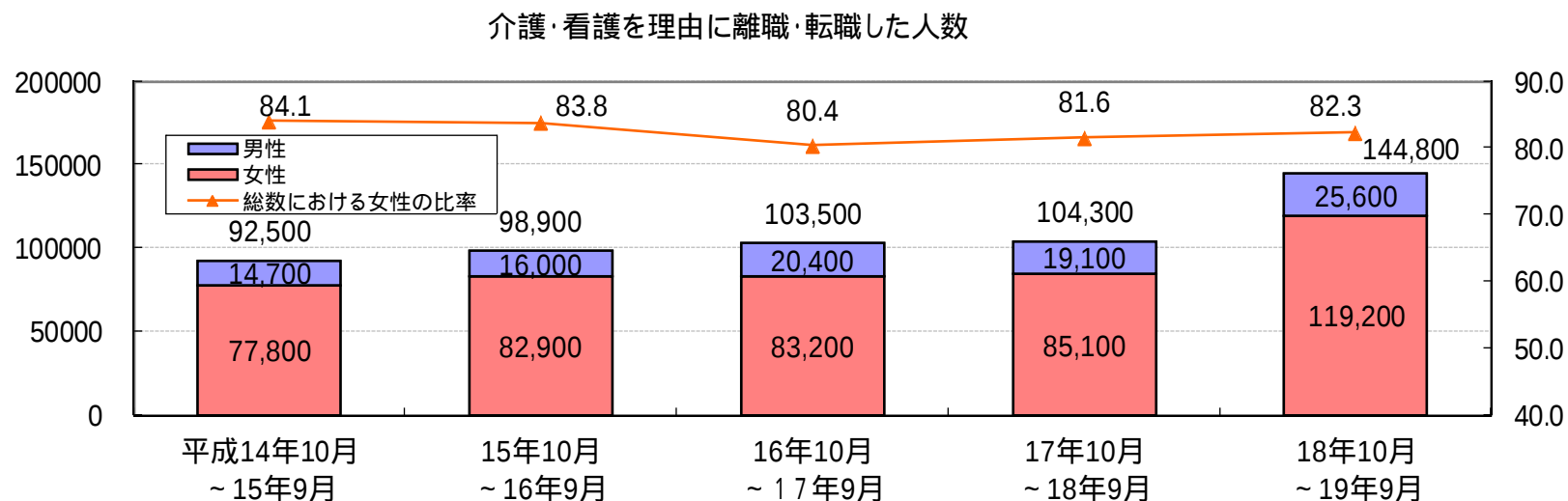
- 要介護度が重いほど、家族介護者の介護時間は長い

要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合

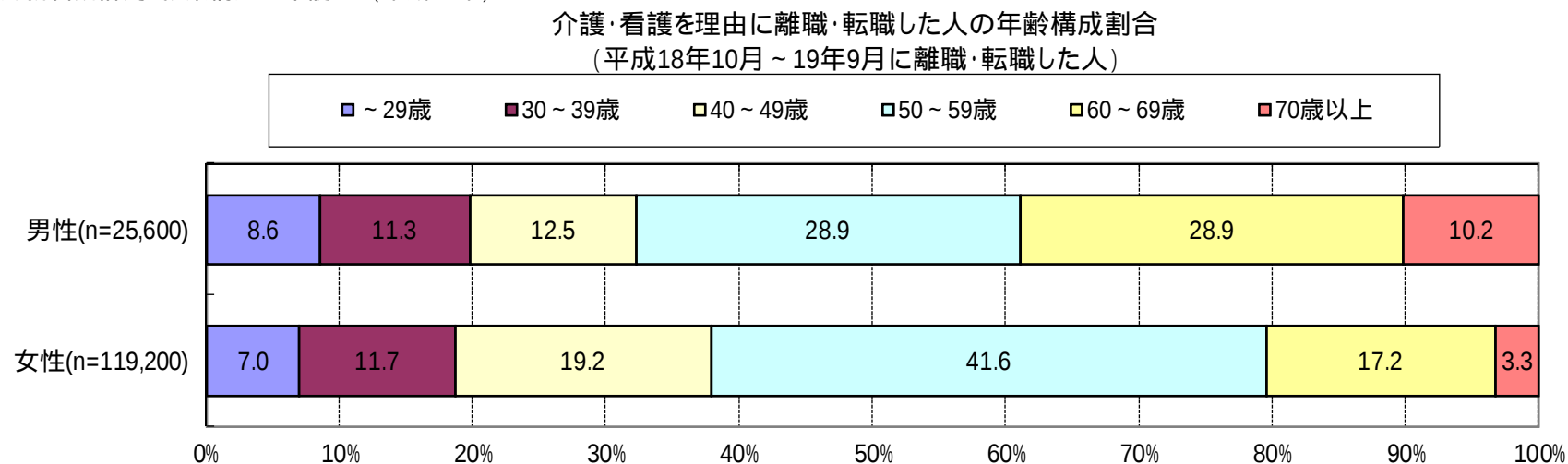


資料:平成22年国民生活基礎調査概況

○ 介護等を理由に転職・離職をする者が増加傾向



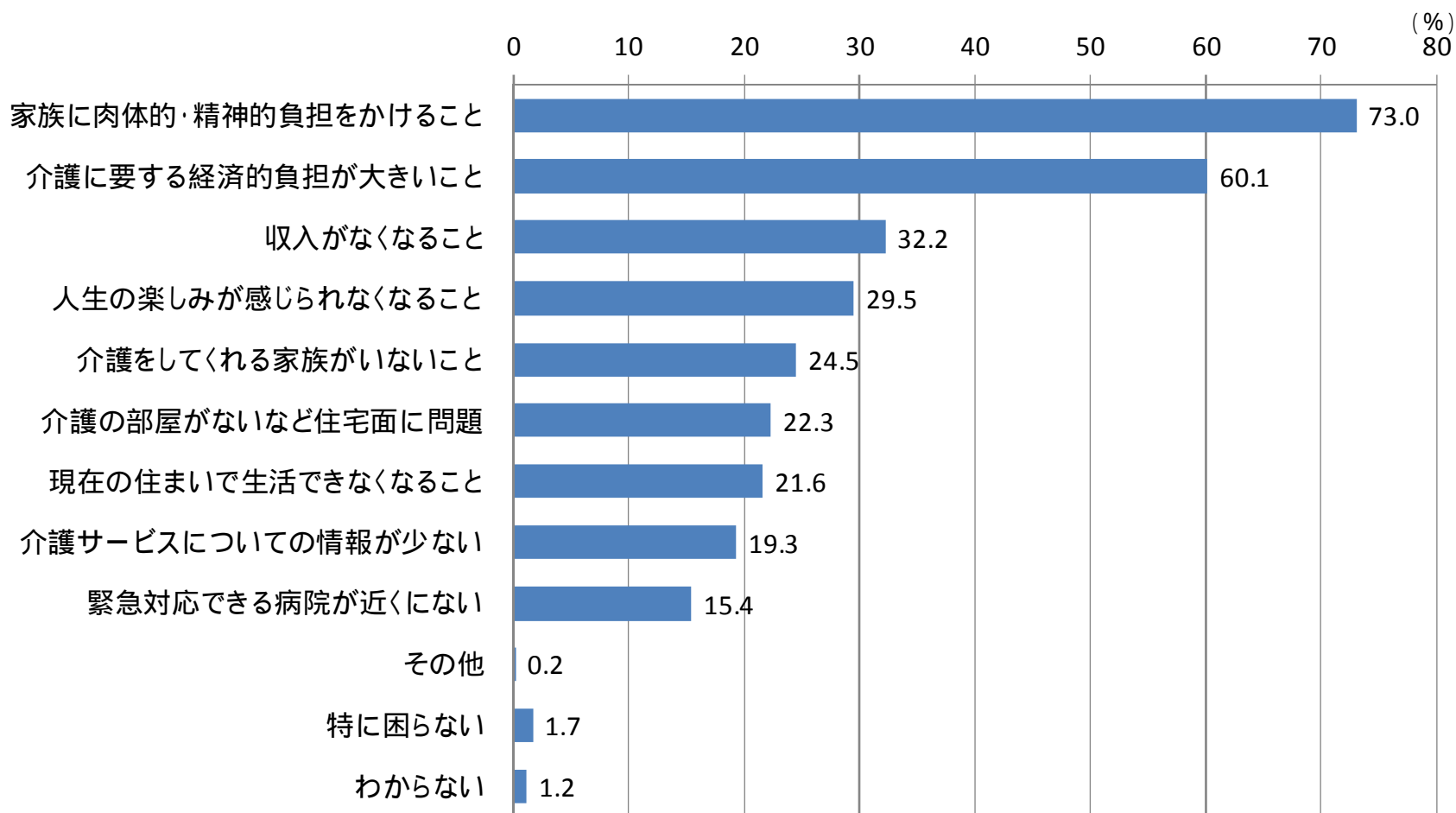
総務省統計局「就業構造基本調査」(平成19年)



総務省統計局「就業構造基本調査」(平成19年)

- 自分自身に介護が必要となった場合、家族に肉体的・精神的負担をかけたくないと思っている人が多い

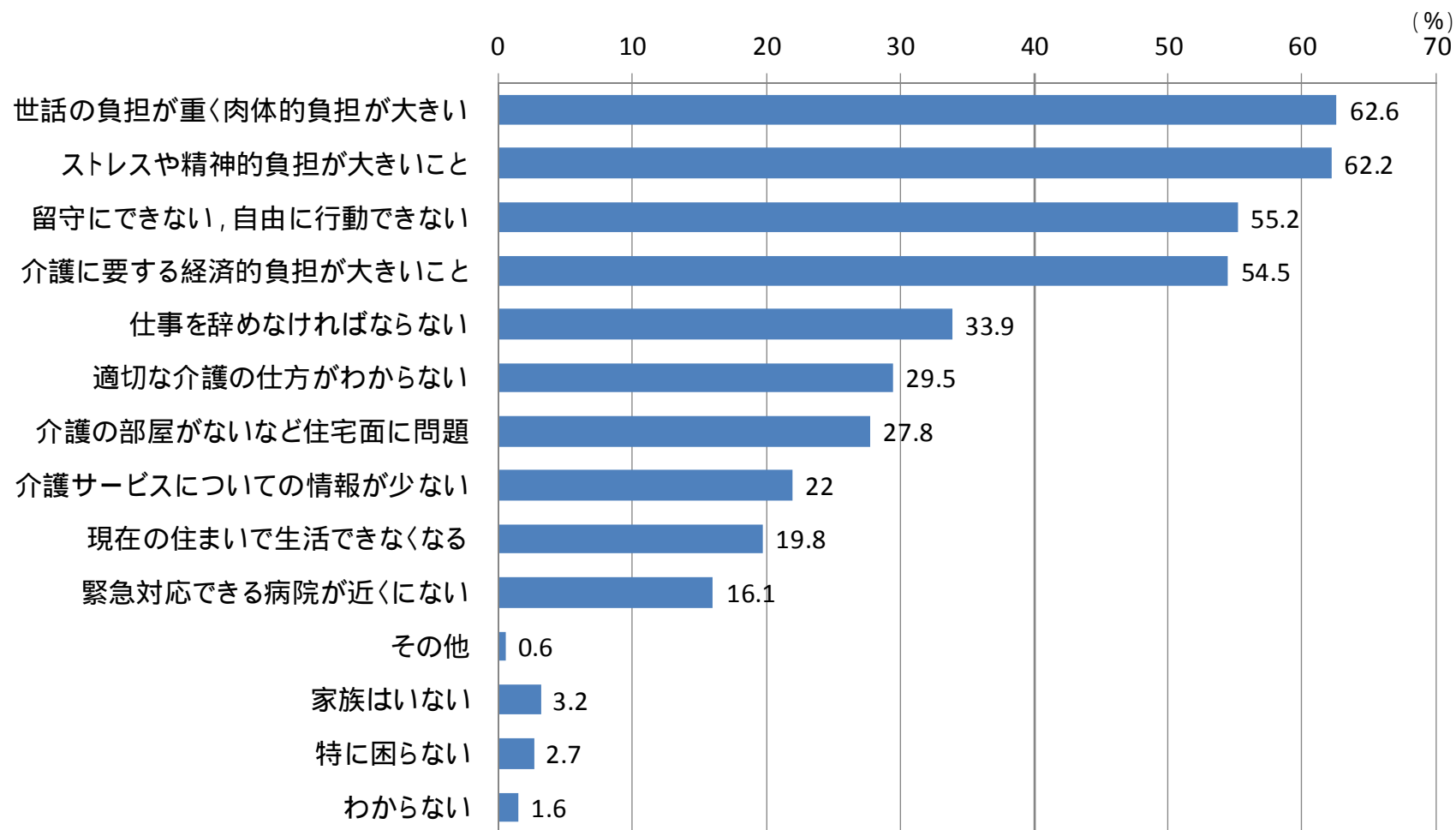
自分自身に介護が必要になった場合に困る点



資料：内閣府「介護保険制度に関する世論調査」（平成22年）

- 家族に介護が必要になった場合、自分自身の肉体的・精神的負担を心配している人が多い

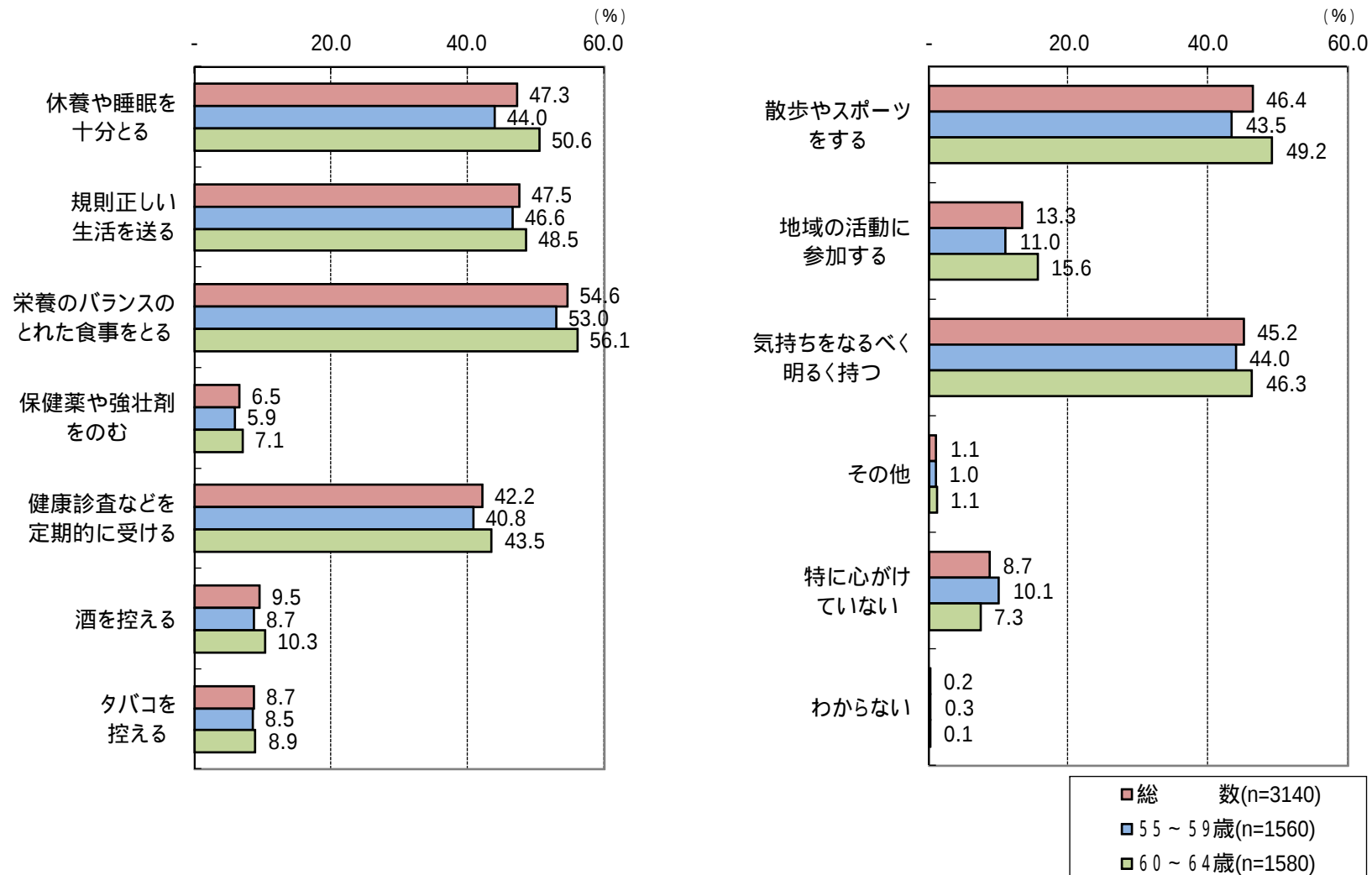
家族に介護が必要になった場合に困る点



資料: 内閣府「介護保険制度に関する世論調査」(平成22年)

○ 高齢期に備えて健康維持増進を心がけている人は多い

高齢期に備えて健康維持増進のために心がけていることはありますか？



資料：内閣府「中高年者の高齢期に備えての意識に関する調査」（平成20年） 対象は55歳～64歳の者

高齡化の状況

家族と世帯

健康・福祉

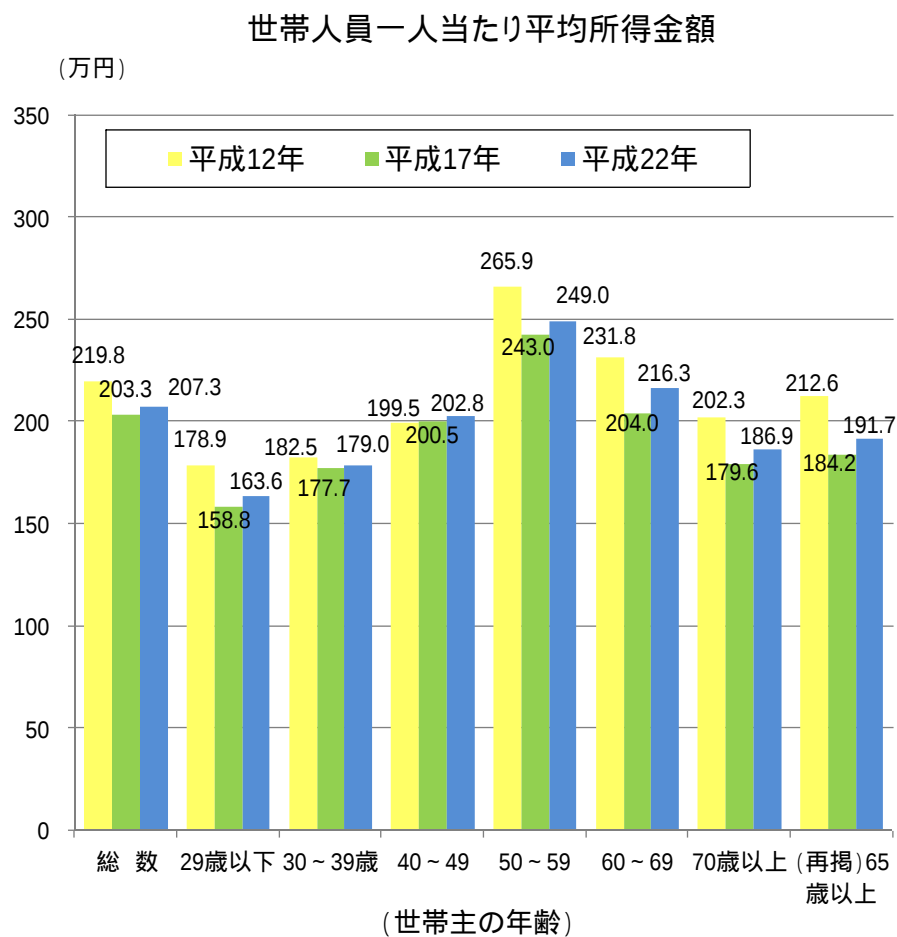
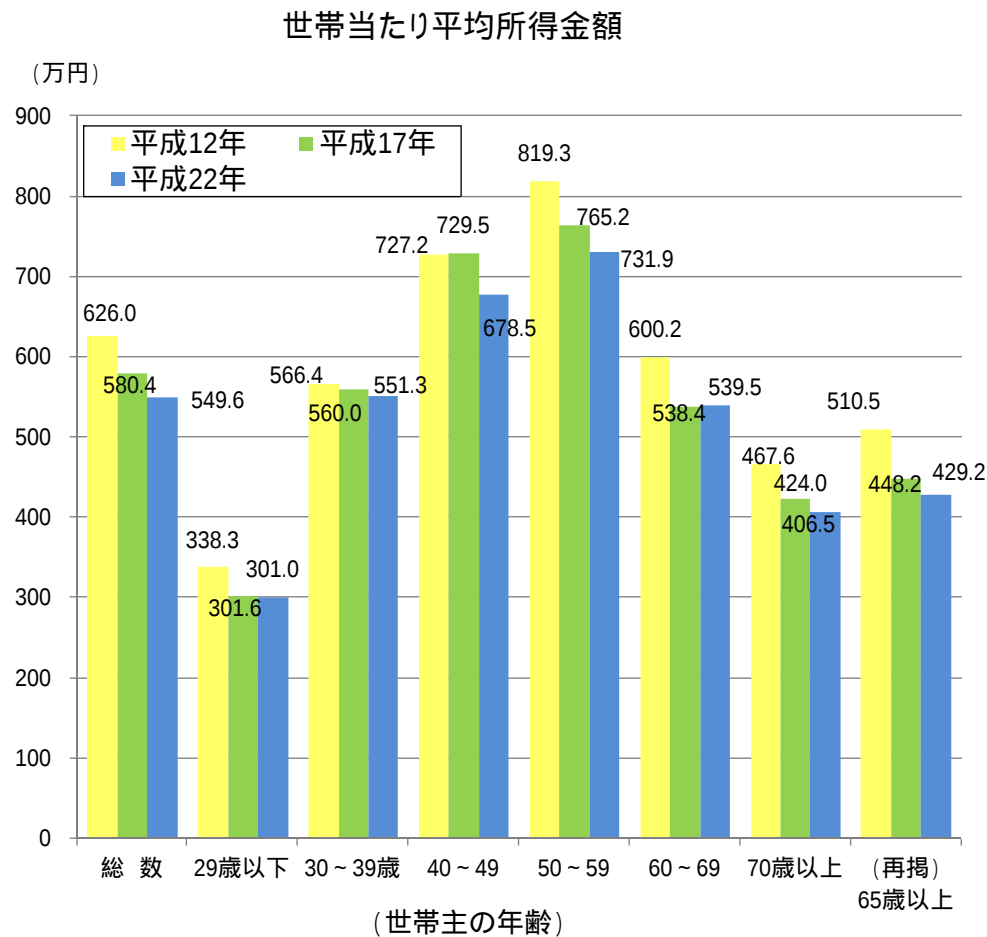
経済状況

就業

社会参加活動

生活環境

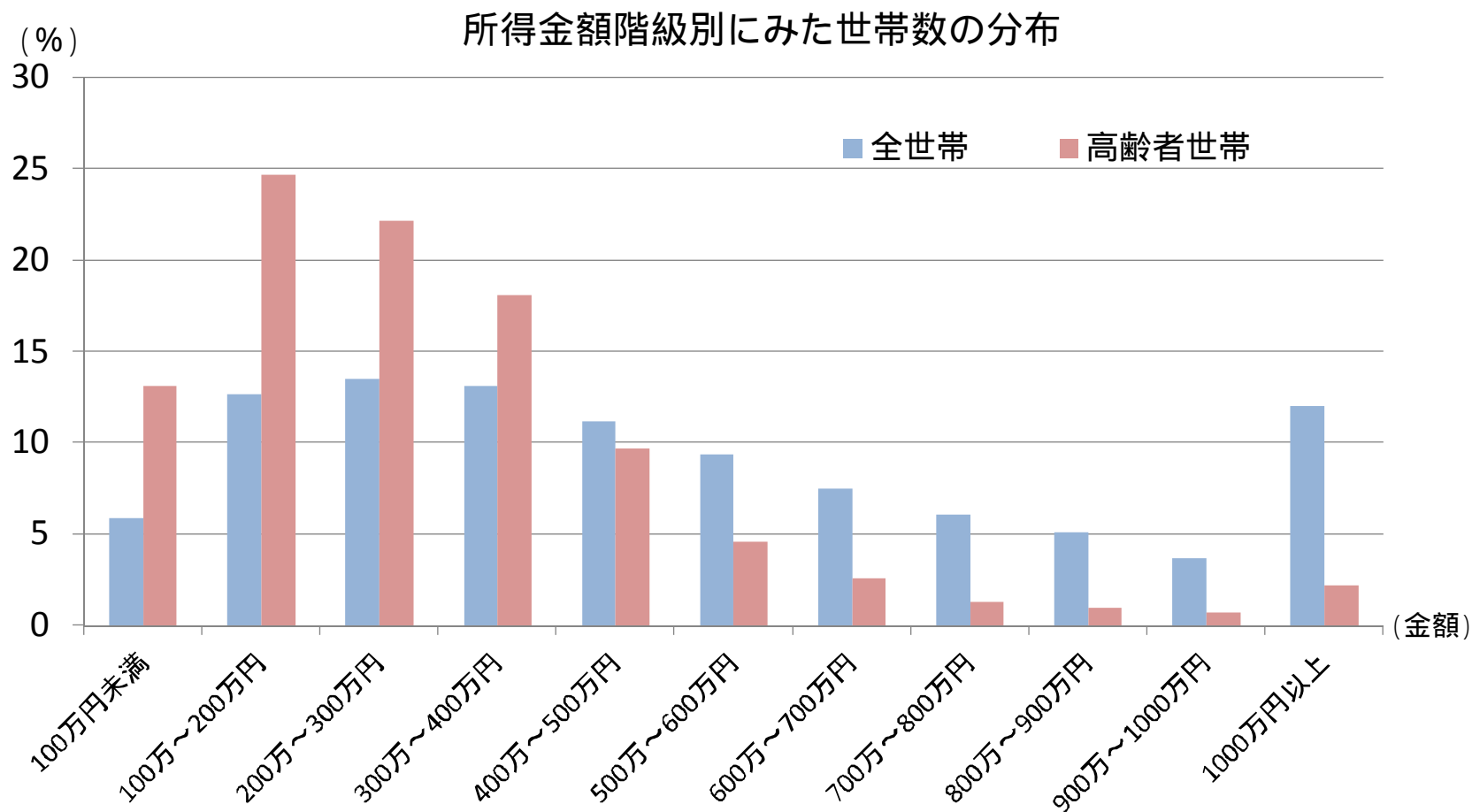
- 高齢者世帯()一人あたりの年間所得(191.7万円)は、世帯主が29歳以下の世帯(163.6万円)、30～39歳の世帯(179.0万円)より高い。しかし、10年前と比べると、高齢者世帯は約10%減少しており、減少幅が全世帯(6%)より大きい



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

()高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

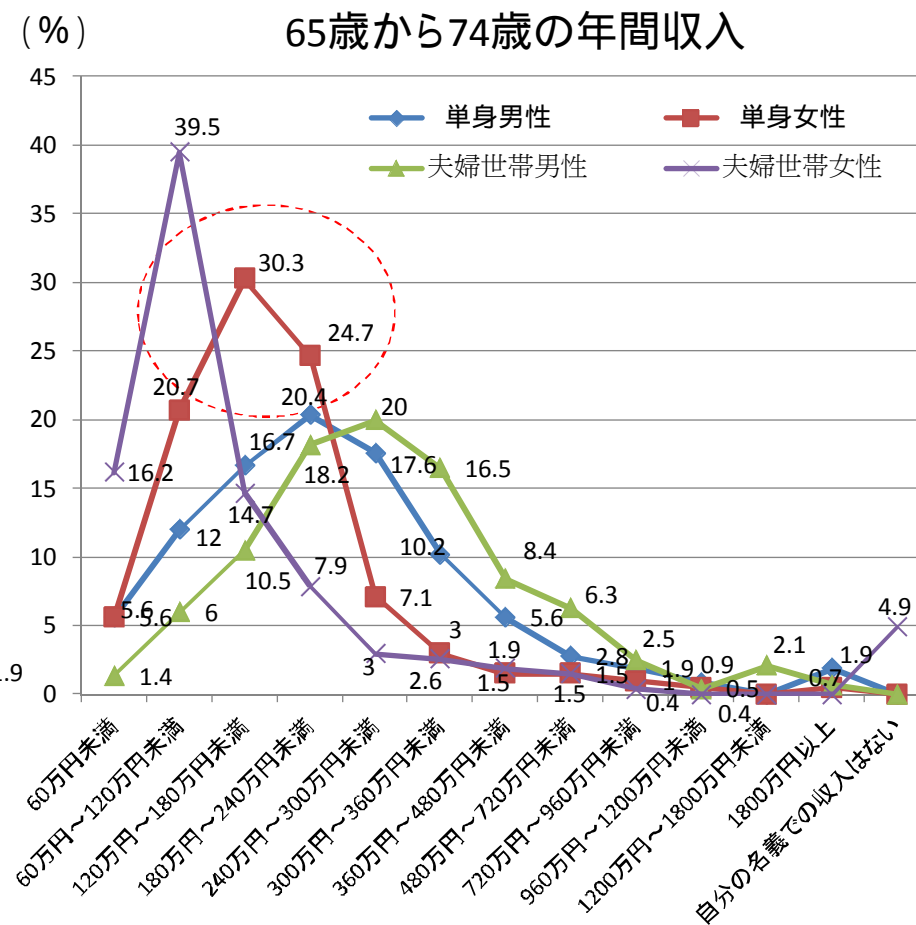
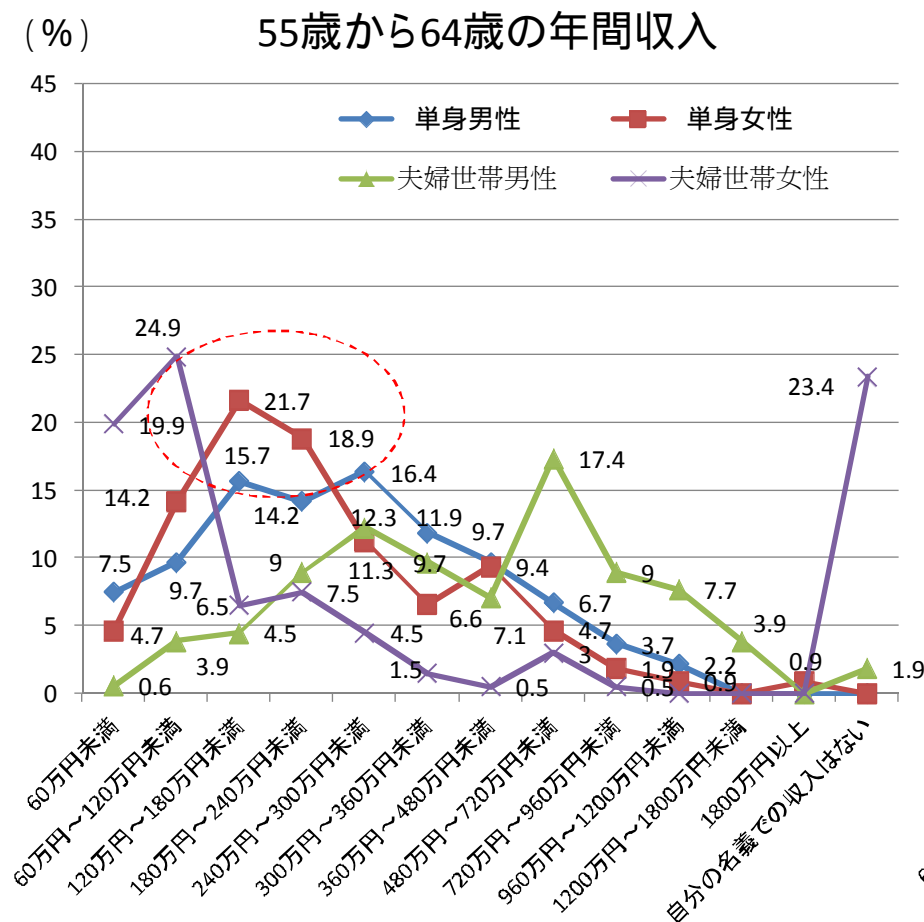
- 高齢者世帯の所得分布は全世帯の所得分布と比較してより下方に偏り



資料: 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」

() 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

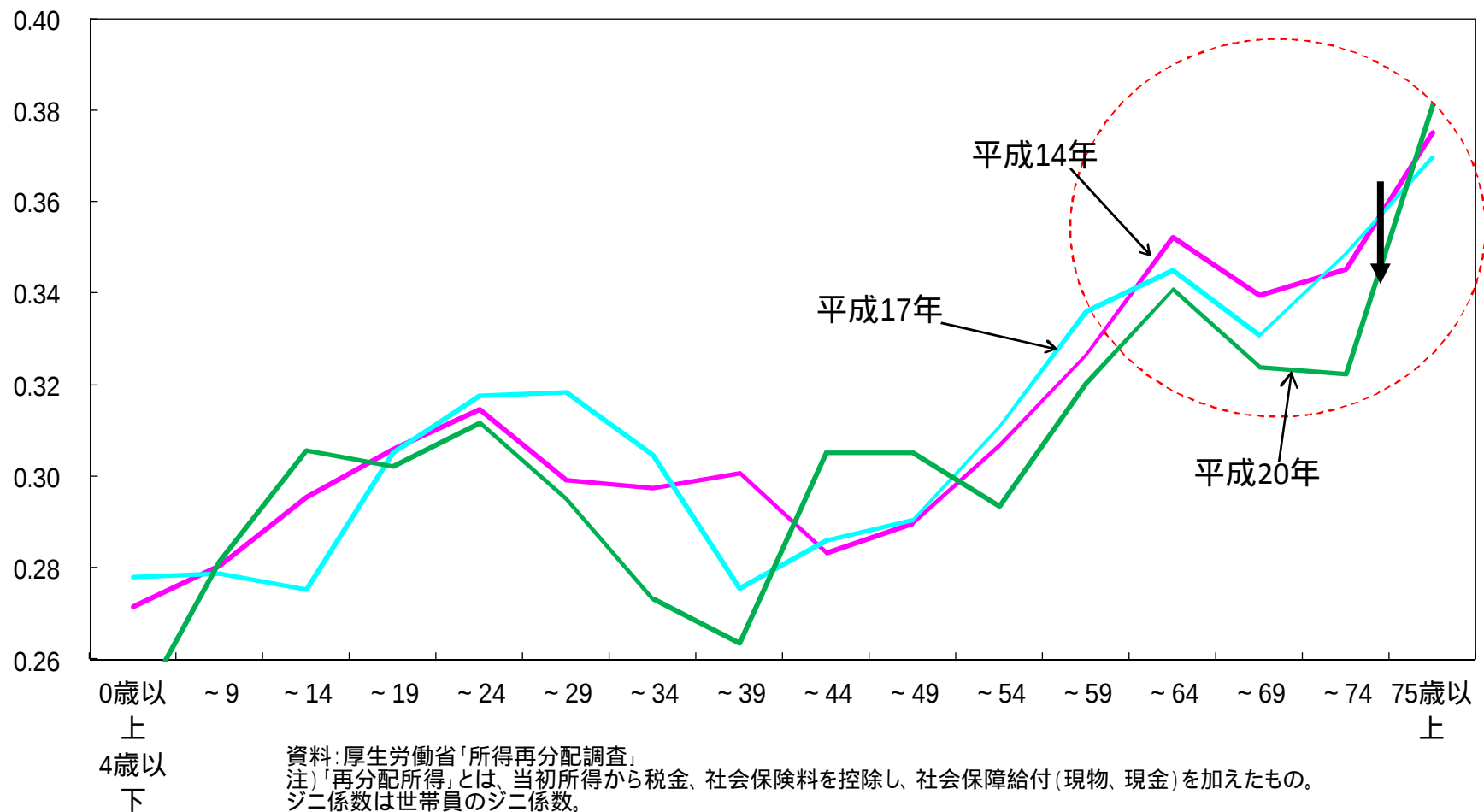
- 年間収入は、男性で見ると、夫婦世帯より単身世帯の方が低く、単身世帯で見ると、男性より女性の方が低い



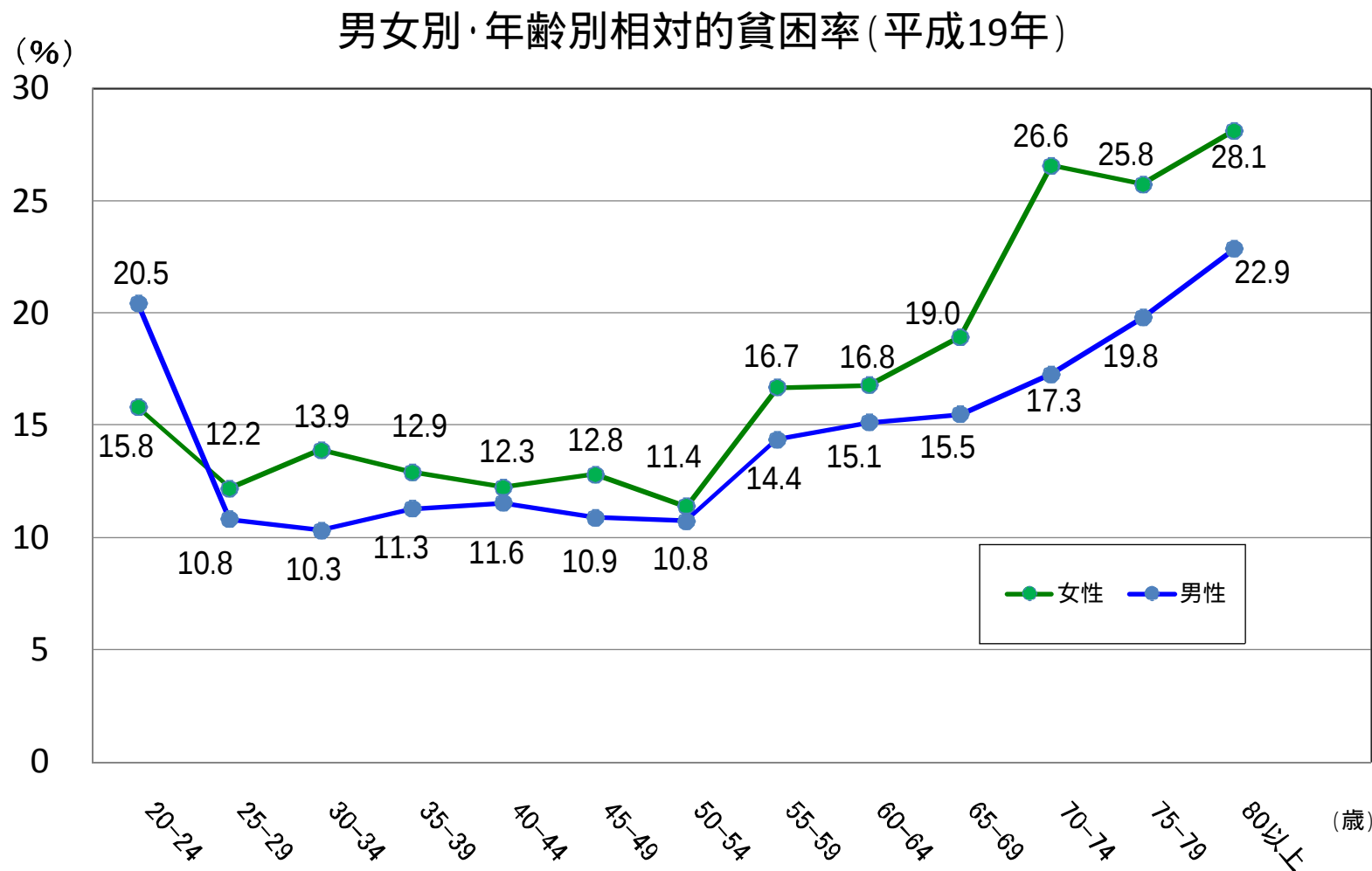
資料：内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査結果(平成20年6月)」より作成
 注)年間収入は調査回答者個人の所得であり、世帯の所得ではない。

- 高齢者の所得格差は、時系列でみると改善傾向にあるが、他の年齢階級と比べて大きい

年齢階級別ジニ係数(再分配後等価所得)



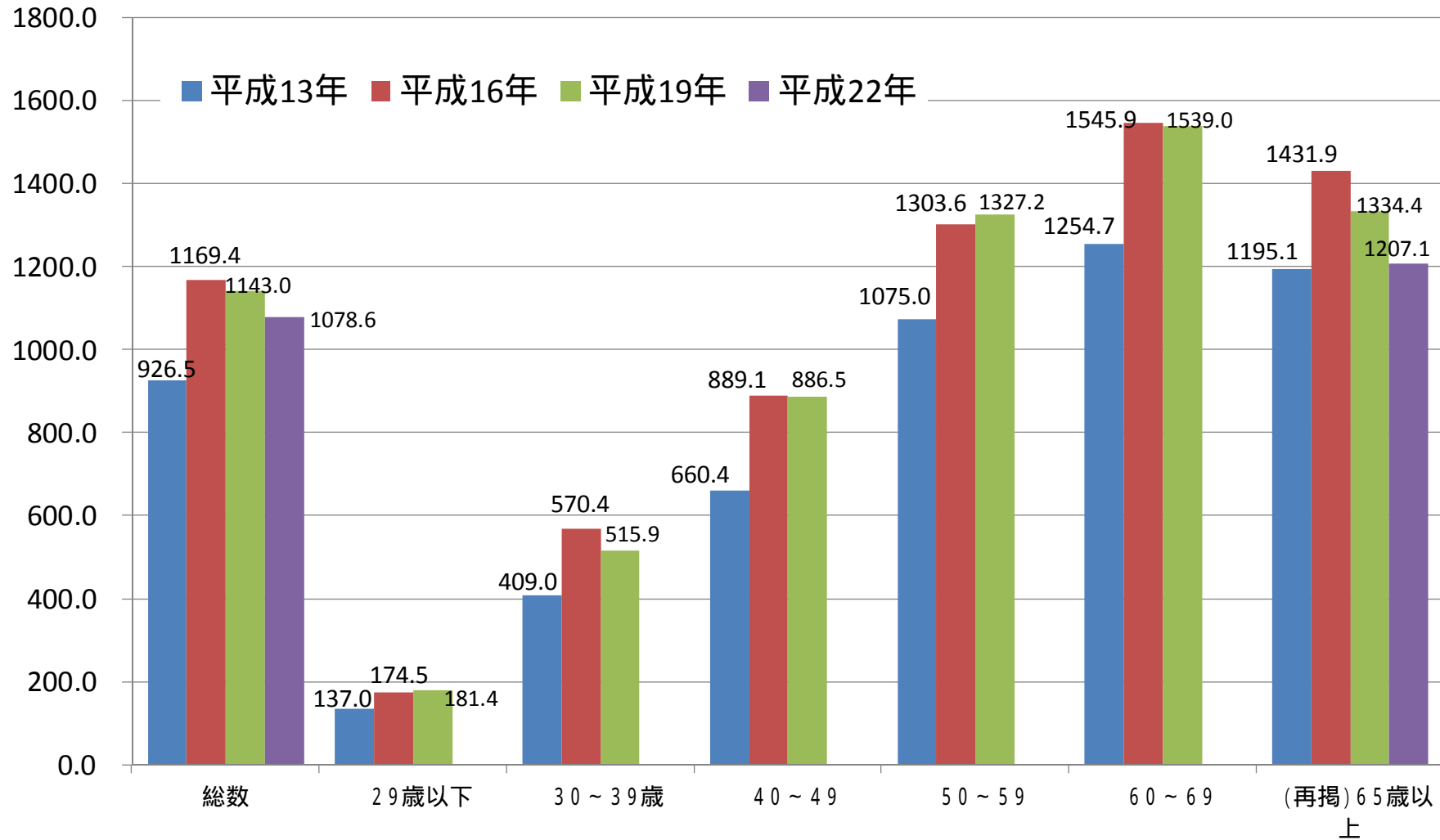
- 男性よりも女性の貧困率が高いが、その差は高齢期になるとさらに拡大



資料:内閣府「平成23年版 男女共同参画白書」

注)「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。

- 高齢者世帯()の平均貯蓄額は、全世帯総数の平均貯蓄額より高い。しかし、高齢者世帯の平均貯蓄額は平成16年から減少しており、減少率は全世帯平均と比べて大きい(高齢者世帯 ▲16%、全世帯 平均 ▲8%)



資料: 厚生労働省「国民生活基礎調査」

() 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

- 高齢者世帯の被保護世帯数が10年前と比べて大幅に増加

世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前(平成11年度)

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	703,072	315,933	58,435	278,520	50,184
(構成割合(%))	(100.0)	(44.9)	(8.3)	(39.6)	(7.1)
世帯保護率(‰)	15.7	43.6	131.0	8.8	



現在(平成21年度)

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	1,270,588	563,061	99,592	435,956	171,978
(構成割合(%))	(100.0)	(44.3)	(7.8)	(34.3)	(13.5)
世帯保護率(‰)	26.5	58.5	132.4	16.2	

資料：福祉行政報告例

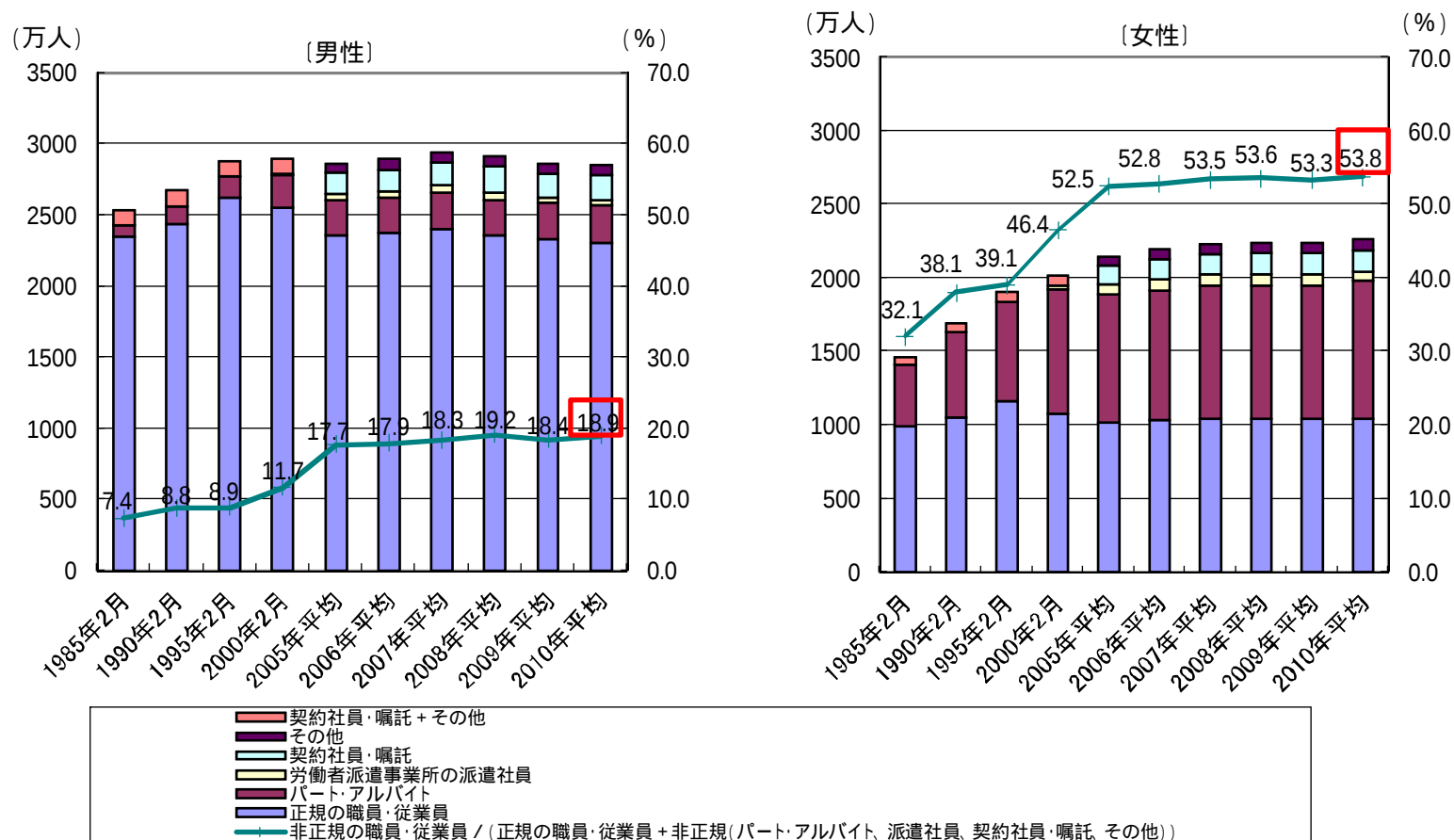
世帯保護率：被保護世帯数の各世帯数を「国民生活基礎調査」の各世帯数(世帯千対)で除したもの

高齢者世帯：平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

- 非正規職員・従業員の比率が男女ともに上昇傾向で、女性は過半数

雇用形態別雇用者数の推移

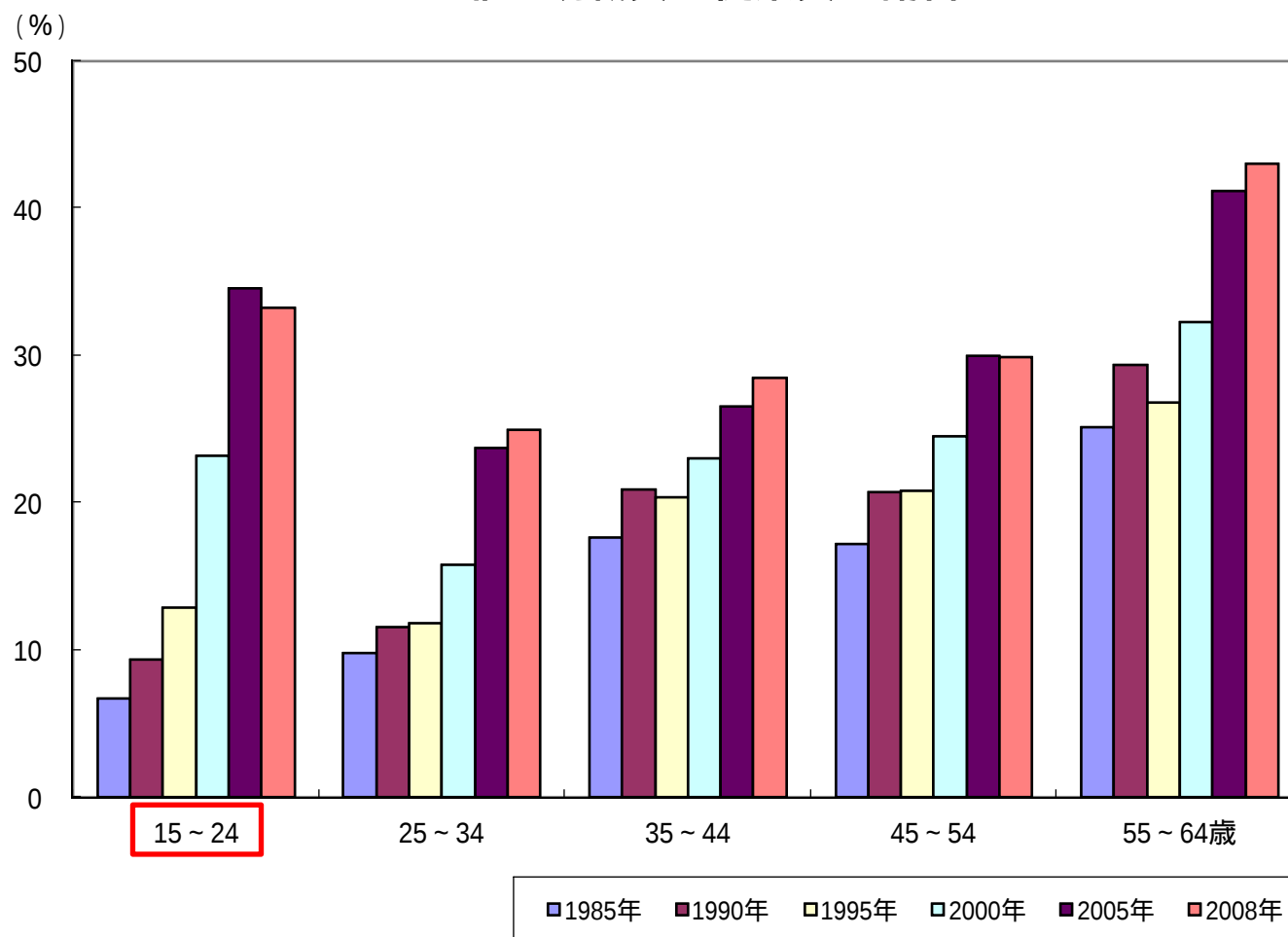


(備考)

1. 総務省統計局「労働力調査」より作成。1985年から2000年までは「労働力調査特別調査」(2月分の単月調査)、2005年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)による。
2. 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。
3. 2000年2月以前の分類は「嘱託・その他」、2005年以降は、分類を「契約社員・嘱託」と「その他」に分割。

- 非正規職員・従業員の比率は、すべての年齢層で上昇傾向にあるが、特に若年者の上昇が著しい

非正規職員・従業員の割合

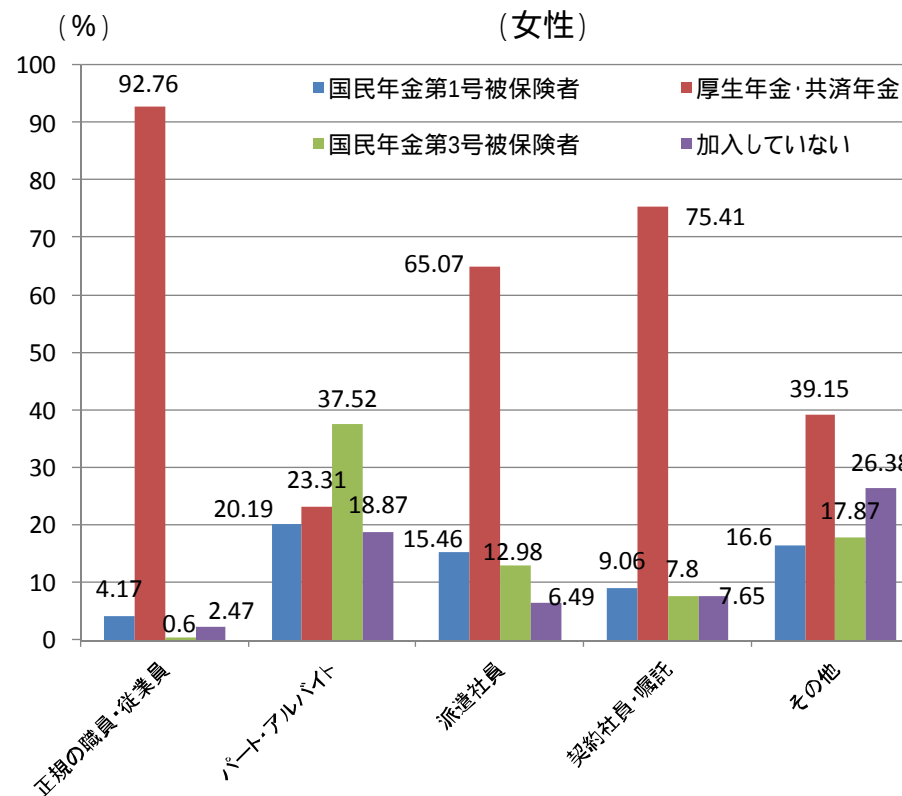
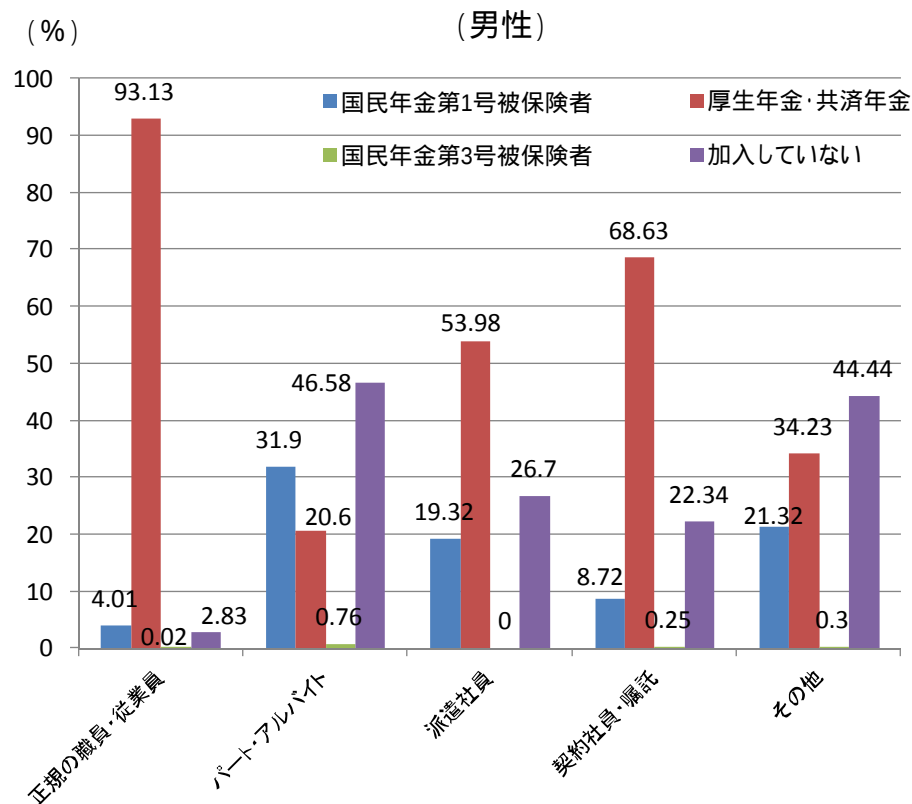


資料：厚生労働省「平成21年度労働経済白書」

(注) 非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15歳～24歳層では在学中の者が除かれている。

- 非正規従業員の厚生年金・共済年金加入者の割合は低く、国民年金第1号被保険者や公的年金未加入者の割合が大きい

就業形態別公的年金加入状況



資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」

正規の職員・従業員：一般職員又は正社員などと呼ばれている者。

(以下、非正規の職員・従業員の分類)

パート・アルバイト：就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

派遣社員：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者。

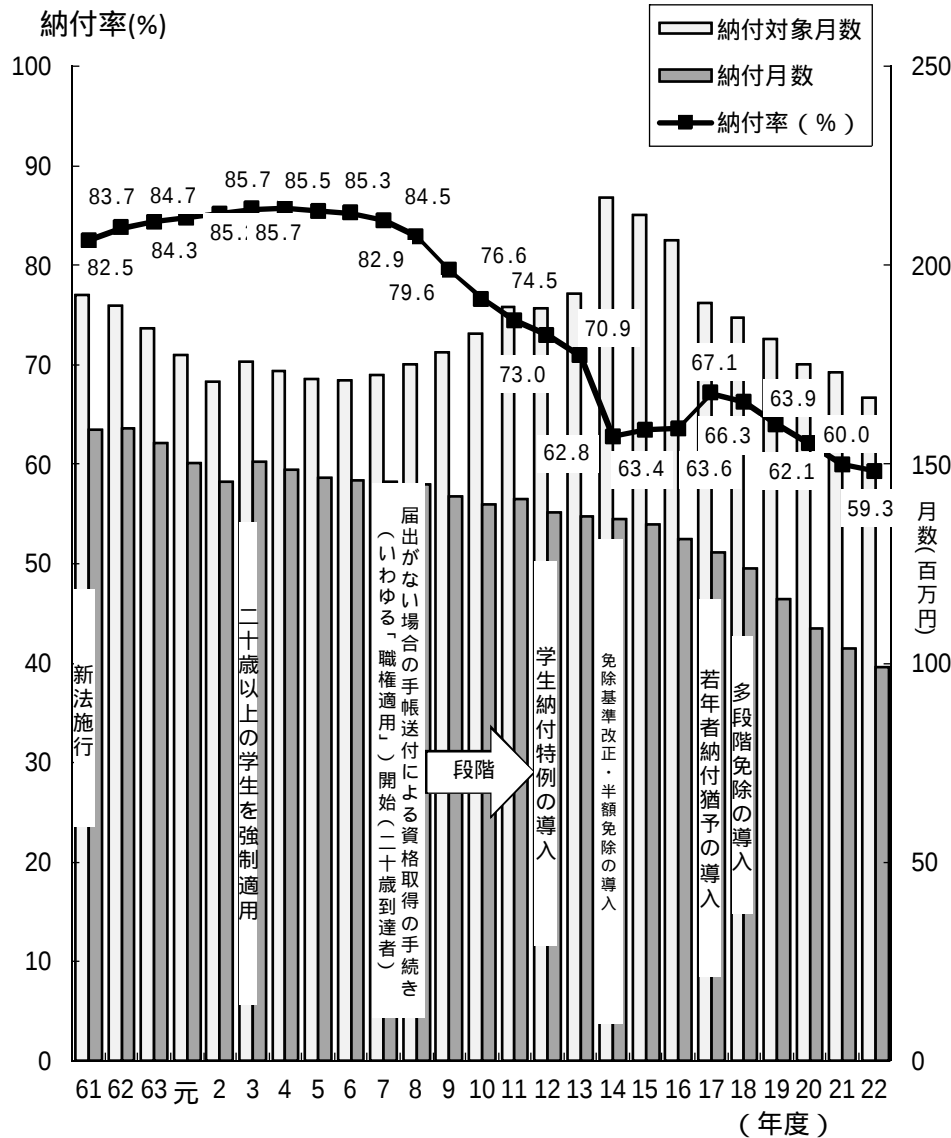
契約社員・嘱託：契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

その他：上記以外の者。

○ 国民年金保険料の納付率が60%以下にまで低下

平成22年度の国民年金保険料の納付率等について



平成22年度の現年度納付率は、59.3%
(対前年度比 0.7ポイント)

平成20年度の最終納付率は、66.8%
(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)
(平成22年度末時点)

$$\text{現年度納付率(}\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。)であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。)に対し、時効前(納期から2年以内)までに納付した月数の割合。

納付率の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分保険料					60.0%	63.2%
22年度分保険料						59.3%

○ 無年金者数が増加する見込み

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者

	今後納付できる70歳までの期間 を納付しても25年に満たない者		(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	} <u>118万人</u>	-
60歳～64歳	31万人		(65万人)
65歳以上	42万人		(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。